

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

田原本町では、平成15年度に策定した「健康たわらもと21」のもと、「健康寿命の延伸」や「早死の減少」を目指し、全ての住民の健康づくりに関する取組を進めてきました。また、平成19年度には「田原本町母子保健計画」を策定し、母親が安心して子育てができ、子どもがのびのびと健やかに成長できるよう母子保健に関する取組を進めてきました。

平成21年度には、子どもを対象とした「すくすく子ども食育プラン（田原本町食育推進計画）」を策定し、様々な分野における関係機関と連携を図りながら食育に取り組んできました。

国においては、「健康日本21」の計画期間の終了（平成24年度）に伴い、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」等を柱とする「健康日本21（第2次）」が策定され、奈良県においては平成24年度に、健康長寿日本一を目指した健康分野にかかる横串的な計画である「なら健康長寿基本計画」が策定されました。食育に関しても、平成22年度に国の「第2次食育推進基本計画」が、平成23年度に奈良県の「第2期奈良県食育推進計画」が策定され、これまでの取組の進捗や新たな課題を踏まえ、健康づくりや食育に関する施策を展開しています。

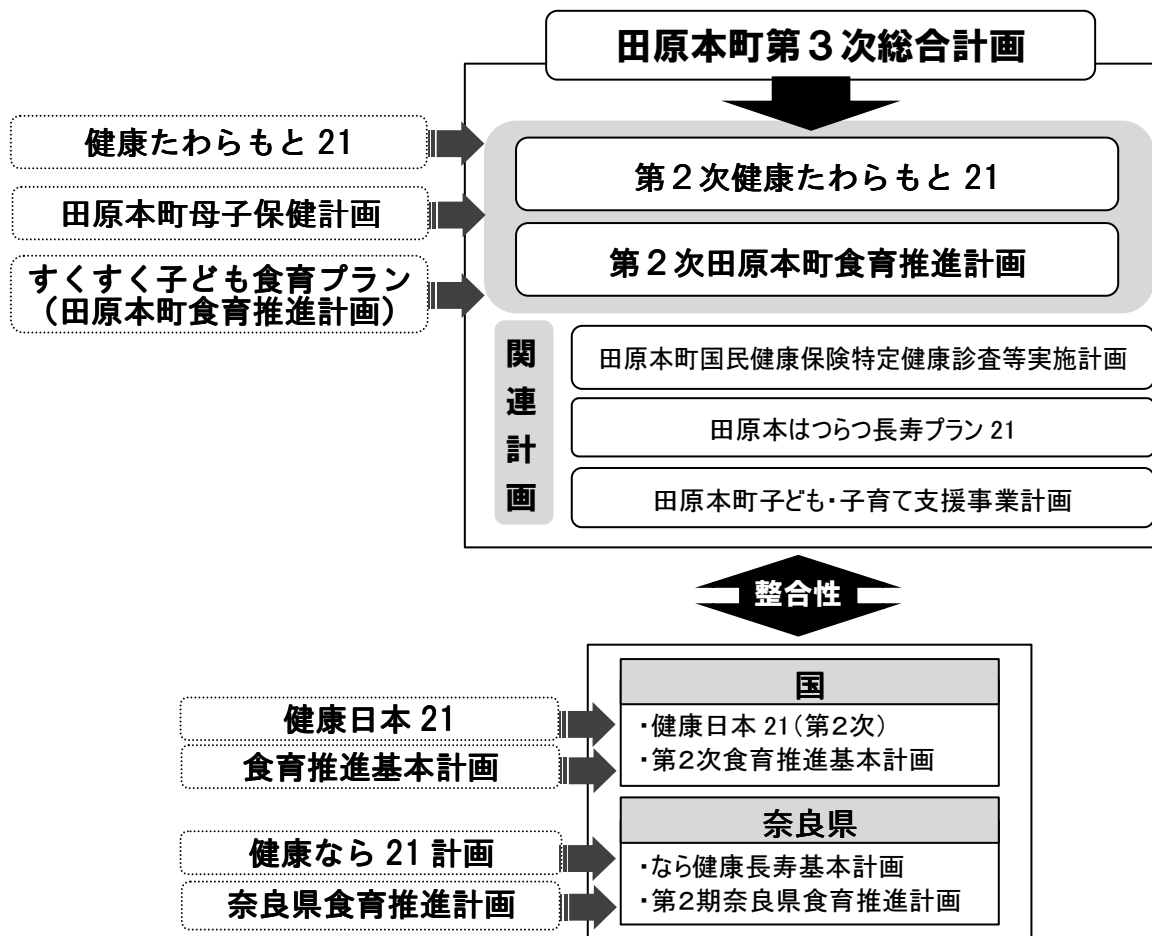
今回策定する「第2次健康たわらもと21・第2次田原本町食育推進計画」（以下、「本計画」という。）は、こうした国や奈良県の流れを踏まえ、田原本町における住民一人ひとりの主体的な健康づくりと食育を一体的に推進していくため、健康増進計画と食育推進計画をあわせて策定するものです。

本計画は、前回計画からの推移を把握しながら本町の健康づくりや食育の課題を明らかにし、生活習慣病及び健康づくりや食育を取巻く環境の改善、食育の推進を図ることで、生涯を通じた健康づくりを実践できるまちの実現を目指すため、策定することとします。

2. 計画の位置づけ

本計画のうち、「第2次健康たわらもと21」は、健康増進法第8条第2項に基づく市町村健康増進計画に位置づけるものです。また、「第2次田原本町食育推進計画」は、食育基本法第18条に基づく市町村食育推進計画として、健康増進計画と整合性を図り策定するものです。

本計画は、「田原本町第3次総合計画」を最上位計画としつつ、他の関連計画や国、奈良県が作成する計画との整合性を図り策定するものです。



3. 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成36年度までを計画期間とします。平成31年度に中間見直しを行い、その評価を後期の健康づくりと食育推進の施策に反映させます。

なお、社会情勢等の変化により計画の見直しが必要な場合は、適宜見直しを行います。

| H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31年度 | H32年度 | H33年度 | H34年度 | H35年度 | H36年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-----------|-------|-------|-------|-------|
| 本計画期間（前期） | | | | | | | | | |
| | | | | 中間評価 | 本計画期間（後期） | | | | |